

鹿空基公示第08-1号
令和8年4月22日

令和8年度、9年度、10年度航空機等整備用器材の維持・整備に
関する役務の契約希望者募集要項（公募）

航空機等整備用器材の維持・整備に関する役務の契約について公募を実施する
ので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長

記

1 調達品目

令和8年度、9年度、10年度航空機等整備用器材の維持・整備
対象品目及び募集区分等は別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」とい
う。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要
な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適
正な契約の履行が確保される者
(5) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」
の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出でき
る者
(6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の要件を有している又は契約締結時ま
でに有することができる者
ア 役務の実施（構成品単位での修理及び不具合探求を含む。）に必要な設
備等を有する者。
イ ライセンス及びその他の技術援助協定が必要とされる場合は、製造会社

等とのライセンス及びその他の技術援助協定を契約履行時までには締結している者。

ウ 関連会社との連携が必要な場合は、契約履行までに十分連携体制が整っている者。

エ 当該役務に必要な次の能力を有する所要の技術者が確保されていること。

(ア) 管理部門

安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力。

(イ) データ管理

各種データ収集、記録及び管理、各種報告書作成（官側が要求するものを含む）に関する能力。

(ウ) 整備作業

不具合発生時の迅速な対処能力。

(エ) 官側に対する技術支援能力（使用者への助言等）

(7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(8) 当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から7号の項目を満たすこと。

3 参加表明書及び技術資料等の提出

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に提出した技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料をもって代えることができる。

また他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

(2) 第2項に示す資格要件を証する書類

(3) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(4) 下請企業に事業の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び委託する業務によっては、第2項に規定する能力・態勢等を証明する書類を添付すること。

- (5) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

4 提出先及び提出期間等

(1) 提出先

海上自衛隊鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊契約班

〒893-8510

鹿児島県鹿屋市西原3-11-2

0994-43-3111（内線2446）（担当 富川）

(2) 提出期間

令和8年4月22日～令和8年5月21日

なお、新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該公募に係る調達要求に間に合わない可能性がある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出書類及び部数

参加表明書（別紙のとおり。）、技術資料等共各2部

5 技術資料等の審査等

- (1) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

6 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

7 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時00分から午後4時45分までとする。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出された資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出された資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達物品については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編綴は不要とする。

添付書類：1 別紙様式「参加表明書（記入例）」

2 別 表

(記入例)

令和〇年〇月〇日

鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長 殿

〇〇〇〇 (株)
代表取締役 〇〇 〇〇
代理 〇〇〇〇 (株)
〇〇部長 〇〇 〇〇

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

鹿空基公示第08-1号 (令和8年4月 日)

番号	品名	型式	募集区分		
			調査	修理	校正
〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	〇	〇

- 添付書類 : 1 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書 (写し)
3 技術資料一式

調達予定品目

番号	品 名	型 式	募 集 区 分		
			調査	修理	校正
1	モード5ベンチテストセット	I F F - 4 5 T S	○	○	○
2	無線機テストセット	C X - 3 0 0	○	○	○